

鹿児島市ゼロカーボンシティかごしまロゴマーク利用取扱要領の制定について

1 制定理由

鹿児島市のゼロカーボンシティかごしまロゴマークを利用する場合の取り扱いに関して必要な事項を次のように定める。

2 施行日

令和3年2月22日

令和3年2月22日

ゼロカーボンシティかごしまロゴマーク利用取扱要領を次のように定める。

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

ゼロカーボンシティかごしまロゴマーク利用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市（以下「市」という。）のゼロカーボンシティかごしまロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの目的等)

第2条 このロゴマークは、ゼロカーボンシティかごしまを目指す本市の姿を表現したもので、市民・事業者等で共有し、市域内での機運醸成を図る目的で作成されたものであり、ゼロカーボンシティかごしまの取組の輪を広げていく者が、これを利用するものとする。

(ロゴマークの仕様)

第3条 ロゴマークの利用は、別に定めるロゴマーク利用ルールブック（以下「ルールブック」という。）のとおりとする。

2 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

(利用許諾の申請)

第4条 ロゴマークを利用しようとする者は、あらかじめ鹿児島市長（以下「市長」という。）に利用許諾の申請を行わなければならない（ただし、著作権法に定める著作権の制限に該当する行為を除く）。

2 前項の申請を行う者は、ロゴマーク利用許諾申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ロゴマークの利用状況が分かる資料又は見本

(2) その他市長が必要と認める書類

(利用許諾等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、ロゴマークの利用を許諾するときは、ロゴマーク利用許諾通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(利用の制限)

第6条 市長は、ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許諾しないもの

とし、ロゴマーク利用不許諾通知書（様式第3）による申請者に通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあると認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用するおそれがあるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が利用するおそれがあるとき。
- (8) 第2条に規定するロゴマークの目的に反するような利用となる場合。
- (9) ロゴマークの利用により誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (10) ロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (11) ルールブックに定めるロゴマークの仕様及び利用方法に従って利用しないおそれがあるとき。

（利用期間）

第7条 ロゴマークの利用期間は、ロゴマーク利用許諾通知書（様式2）に記載の利用許諾期間とし、これを超えて利用する場合は、改めて第4条第2項の届出を行わなければならない。

（許諾内容の変更等）

第8条 第5条の許諾を受けた者は、許諾を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめロゴマーク利用許諾変更申請書（様式第4）に第4条第2項に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 第5条の規定は、前項に規定する変更について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第8条第1項」と、「ロゴマークの利用を許諾」とあるのは「変更許諾を」と、「ロゴマーク利用許諾通知書（様式2）」とあるのは「ロゴマーク利用変更許諾通知書（様式6）」と読み替えるものとする。

（利用料）

第9条 ロゴマークの利用料は、無料とする。

（利用上の遵守事項）

第10条 ロゴマーク利用の許諾（利用変更許諾を含む）を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に反する利用はしないこと。
- (2) ルールブックを遵守すること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(3) 許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) ロゴマーク利用の許諾を受けた物件（以下「物件」という。）について、商標法による商法登録又は意匠法による意匠登録の出願を行わないこと。

（利用状況等の報告又は調査）

第11条 市長は、利用者にロゴマークの利用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（改善指導）

第12条 市長は、ロゴマークの利用状況がこの要領又は許諾内容に反すると認められるときは、当該内容に沿うように改善を指導することができる。

（許諾の取消し等）

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対し、ロゴマーク利用許諾取消通知書（様式5）により、許諾の取り消しをするとともに物件の回収等を求めることができる。

(1) 利用者がこの要領に違反していると認められる場合

(2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) その他ロゴマークの利用の継続が不相当であると認められる場合

（経費等の負担）

第14条 市は、ロゴマークの利用許諾申請（利用許諾変更申請を含む。）に要する費用及びロゴマークの利用に係る経費又は役務を負担しない。

（免責）

第15条 市は、第6条第1項各号のいずれかに該当した場合及び次の各号に掲げる損害又は損失について法律上の責任を一切負わない。

(1) 第10条の規定による遵守事項が守られなかったことにより利用者に生じた損害又は損失

(2) 第12条の規定による改善指導による利用者に生じた損害又は損失

(3) 第13条第1項の規定による許諾の取消しにより利用者に生じた損害又は損失

(4) ロゴマーク利用により利用者又は第三者に生じた損害又は損失

（損害賠償）

第16条 利用者は、ロゴマーク利用に際し、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、利用者の責めに帰すことができない事由によるときはこの限りではない。

（情報の公開）

第17条 市長は、ロゴマークの利用促進等を図る観点から、ロゴマークの利用許諾に関する利用物件及び件数等を公開することができる。

(事務)

第18条 この要領に関する事務は、環境局環境部環境政策課が行う。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの利用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和3年2月22日から施行する。